

(別紙2)

現任研修受講年度のイメージ図 ※主任研修でも更新可能

初任者研修 修了年度 <small>※この年度が常に基準となります</small>	現任研修		
	1回目	2回目	3回目
平成22年度	平成23～27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～7年度
平成23年度	平成24～28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度
平成24年度	平成25～29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度
平成25年度	平成26～30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度
平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～7年度	令和8年度～12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度	令和9年度～13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度	令和10年度～14年度
平成30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度	令和11年度～15年度
令和元年度 (平成31年度)	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度	令和12年度～16年度
令和2年度	※令和5年度～7年度	令和8年度～12年度	令和13年度～17年度
令和3年度	※令和6年度～8年度	令和9年度～13年度	令和14年度～18年度
令和4年度	※令和7年度～9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度
令和5年度	※令和8年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度
令和6年度	※令和9年度～11年度	令和12年度～16年度	令和17年度～21年度
令和7年度	※令和10年度～12年度	令和13年度～17年度	令和18年度～22年度
令和8年度	※令和11年度～13年度	令和14年度～18年度	令和19年度～23年度

5年毎に1回
現任研修を受講

5年毎に1回
現任研修又は
主任研修を受講

5年毎に1回
現任研修又は
主任研修を受講

【注意】平成23年度、平成28年度又は令和3年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、定められた期間内に現任研修又は主任研修をまだ受講されていない方は、今回の現任研修又は主任研修を修了しなかった場合、令和8年度末で資格が失効しますので御注意ください。

※令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、初回の現任研修受講時は以下の実務要件が必要となるため、1回目の受講期間を短く表記しています。
要件:初任者研修修了後、本研修受講開始日前(7/9)までの過去5年間に、指定相談支援事業所等において通算2年以上の相談支援の実務経験がある